

## 会員・会費細則

### 第1条（目的）

この細則は、一般社団法人 One Day School（以下「当法人」という。）の理事会決議に基づき、当法人の会員及び会員の会費に関し、必要な事項を定めるものである。

### 第2条（会員）

当法人の会員は、正会員、Family 会員、Club 会員とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### （1）正会員

定款第6条に定めるとおりとする。

#### （2）Family 会員

同会員は、以下のとおりとする。

##### ①一般会員

本法人の目的に賛同し、本法人の事業への参加、本法人の提供する役務を受けることを主として入会した個人（学生を除く）

##### ②学生会員

本法人の目的に賛同し、本法人の事業への参加、本法人の提供する役務を受けることを主として入会した学生

##### ③法人会員

本法人の目的に賛同し、協賛する法人

#### （3）Club 会員

同会員については、本会則ではなく、別途細則にて定める。

### 第3条（Family 会員の資格の取得）

当法人の Family 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受け、第5条に定める入会金及び年会費を支払うことにより、Family 会員の資格を取得する。

### 第4条（会員の義務）

会員は、会員資格の取得時及び次条に定める時期において、入会金又は会費を支払う義務を負う。

### 第5条（会費等）

当法人への入会金及び会費は、以下のとおりとする。なお、1年又は2年の期間は、定款

第31条に定める事業年度を基準とし、会員は、事業年度途中の入会又は資格喪失であっても、同年度の会費全額を支払う義務を負う。

(1) 正会員 入会金：0円 会費：2年毎10万円

(2) Family 会員

①一般会員 入会金：1万円 会費：毎年1万円

②学生会員 入会金：3000円 会費：毎年3000円

③法人会員 入会金：5万円 会費：1口5万円とし、法人の年間売上高に応じて、以下表のとおり最低口数を定める。法人会員は、毎年、以下表に定める最低口数以上の会費を支払う。

年間売上高	最低口数
100億円以上	20口
10億円以上	10口
5億円以上	5口
5億円未満	1口

第6条 (Family 会員の任意退会及び会員資格の喪失)

Family 会員は、理事会の定めに従い退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 Family 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は、理事会決議により、同会員の資格を喪失させることができる。

(1) 定款その他の規則に違反したとき

(2) 会費を納入しないとき

(3) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(4) 当法人の全理事が同意したとき

(5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(6) その他資格喪失させるべき正当な事由があるとき

3 Family 会員が会員資格を喪失した場合（本条第1項及び前項を含むがこれらに限られない）であっても、当法人は、同会員が支払った入会金、会費その他の金銭並びに物品等につき、一切の返還義務を負わない。

第7条 (当法人の責任)

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの責任と判断によりその利用を行うものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。

2 当法人は、会員間の問題について、一切責任を負わない。

## 第8条

この細則は、当法人の円滑な運営のために必要と当法人が判断する場合、会員に事前に通知のうえ、理事会決議をもって変更することができる。

制定日 令和4年6月1日